



大気汚染防止法改正・マニュアル改訂等について

令和4年度 大阪府「みんなで防止！石綿飛散」推進会議

令和4年12月

環境省 近畿地方環境事務所

環境対策課

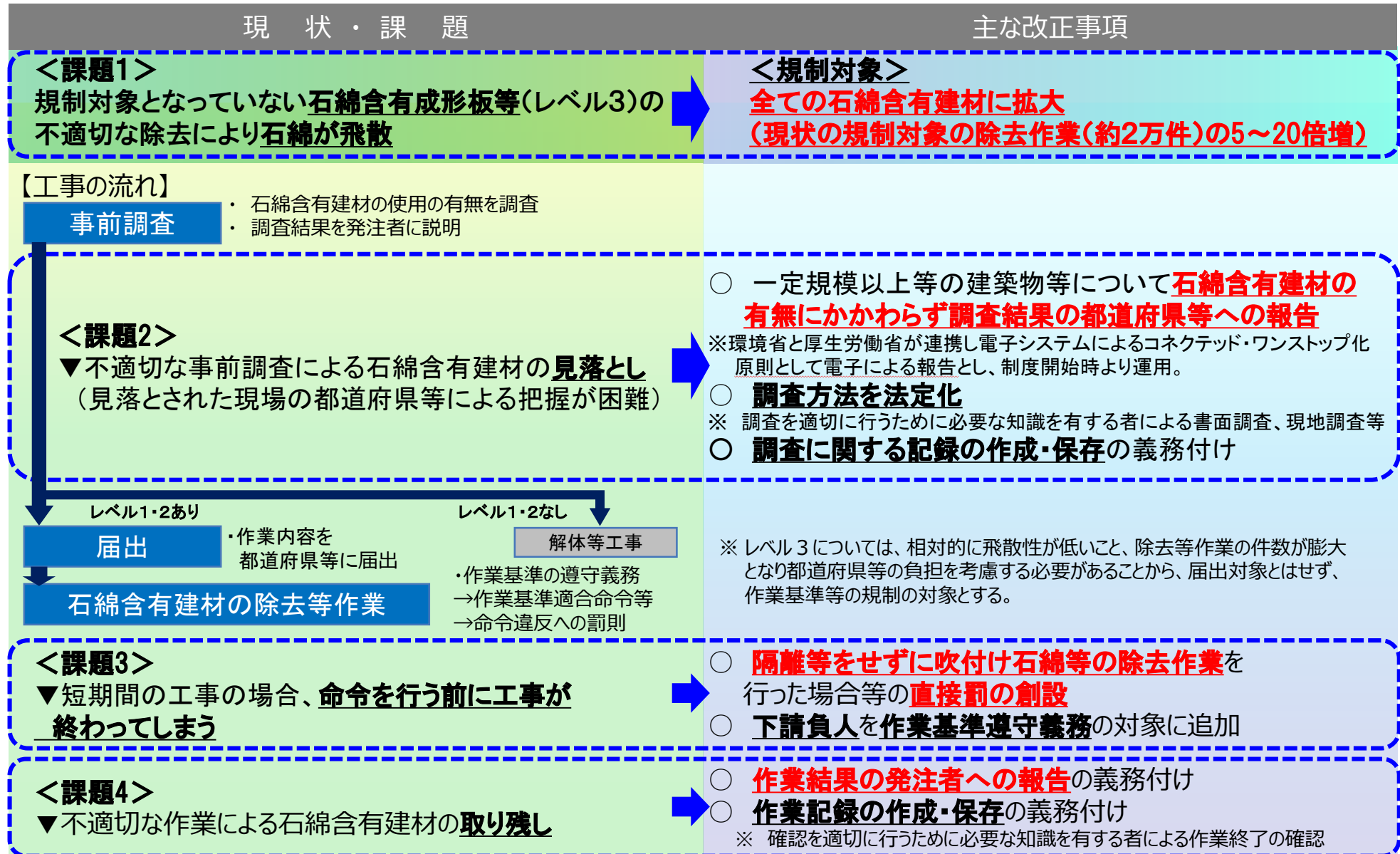


- 1. 大気汚染防止法及び政省令の改正等について**
- 2. アスベストに関する各種マニュアルの改正等について**
- 3. 今後の対応**

大気汚染防止法及び政省令の 改正等について

大気汚染防止法の一部を改正する法律の概要 (令和2年法律第39号) (R2.6.5公布)

- 建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。



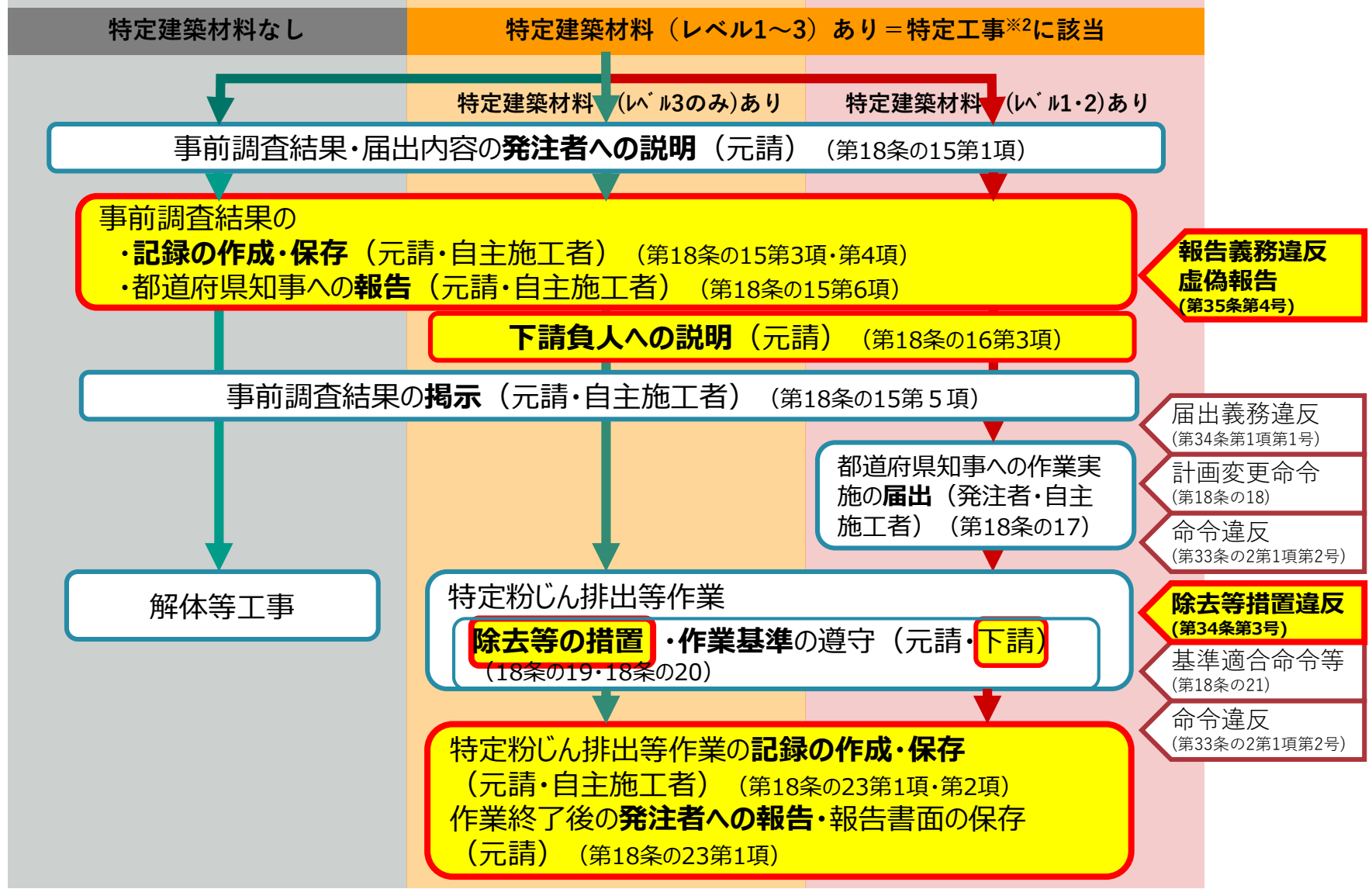
改正後の解体等工事に係る規制概要

- ※1 特定建築材料：吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)
- ※2 特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

発注

<凡例>
赤枠：改正後

事前調査（特定建築材料※1の使用有無の調査）（元請又は自主施工者）（第18条の15第1項・第4項）



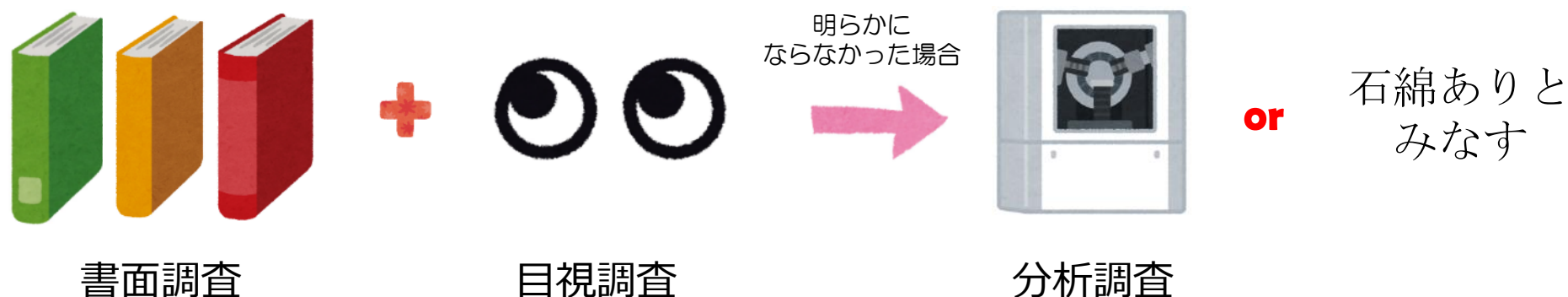
大気汚染防止法の改正事項と施行日

規制内容		令和2年 6月 10月	令和3年 4月	令和4年 4月	令和5年 10月	
特定建築材料以外の石綿含有 建材への規制		改正大気汚染防止法の公布	周知	令和3年4月施行		
事前調査の信頼性確保	事前調査の方法の 法定化		周知	令和3年4月施行		
	一定の知見を有する者 による事前調査の実施		周知、調査者の育成			令和5年10月 施行
	事前調査結果の記録の 作成、保存		周知	令和3年4月施行		
	事前調査結果の控えの 現場への備え置き		周知	令和3年4月施行		
	事前調査結果概要の 都道府県等への報告		周知、システム整備		令和4年4月施行	
隔離をともなう作業での 石綿漏えいの有無の確認			周知	令和3年4月施行		
適切に行われたことの確認	知識を有する者による 取り残しの有無の確認		周知	令和3年4月施行		
	作業の記録		周知	令和3年4月施行		
	適切に行われたことの確認、 確認結果の記録・保存		周知	令和3年4月施行		
	作業結果の発注者への 書面での報告、記録	周知	令和3年4月施行			
直接罰の適用		周知	令和3年4月施行			
罰則の対象の拡大		周知	令和3年4月施行			

解体等工事に係る調査①

- 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならない。
(法第18条の15第1項)

□ 事前調査の方法（規則第16条の5）



【令和2年11月30日施行通知】

- 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等の石綿が含まれていないことが明らかなものであって、当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させるおそれがない作業等は、解体等工事に該当しないため、事前調査も不要。
- 解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合は、特定建築材料の有無の目視による調査は不要。

解体等工事に係る調査②



□ 事前調査を行う者（調査を適切に行うために必要な知識を有する者） （令和2年環境省告示第76号）

令和5年
10月1日
施行

- 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者（特定・一般・一戸建て）
（一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る）
 - 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- * 設置工事の着手日を書面で確認する作業は、有資格者でなくても行うことができる。
* 施行日（令和5年10月1日）前でも有資格者に事前調査を行わせることが望ましい。
* 工作物についても、事前調査者の要件の検討が行われ、所要の改正等を行う予定

□ 建築物石綿含有建材調査者講習

登録講習機関一覧：<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

■ 関東・甲信越エリア

東京：中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター
公益社団法人 東京労働基準協会連合会
建設業労働災害防止協会 東京支部
一般社団法人 東京技能講習協会

茨城：一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
株式会社安全衛生推進会 茨城教育センター
建設業労働災害防止協会 茨城県支部

神奈川：建設業労働災害防止協会 神奈川支部
公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会

栃木：建設業労働災害防止協会 栃木県支部

千葉：株式会社大佐和自動車教習所
建設業労働災害防止協会 千葉県支部

群馬：建設業労働災害防止協会 群馬県支部

埼玉：建設業労働災害防止協会 埼玉県支部
一般財団法人 江南クレーン教習所
株式会社 安全衛生推進会

山梨：建設業労働災害防止協会 山梨県支部

長野：建

■ 複数県エリア

一般財団法人 日本環境衛生センター〔全国（主要地域）〕
一般社団法人 環境科学対策センター〔全国（主要地域）〕
建設業労働災害防止協会〔全国〕
株式会社 安全教育センター
〔青森、岩手、秋田、宮城、福島、東京、大阪〕
住建センター株式会社〔全国〕
一般社団法人 企業環境リスク解決機構〔全国〕
株式会社 建設業安全推進協会
〔北海道、東京、愛知、大阪、福岡〕
株式会社 ERIアカデミー〔全国〕

登録講習機関数：103機関（R4.10.1時点）
講習修了者数：約5万人（R4.7末時点）

解体等工事に係る調査の報告①

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。
(法第18条の15第6項)

□ 報告の対象（規則第16条の11第1項）



解体工事
床面積合計80m²以上



建築物の改造・補修工事
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)



工作物※の解体・改造等工事
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)
※事前調査結果の報告対象工作物
(令和2年環境省告示第77号)

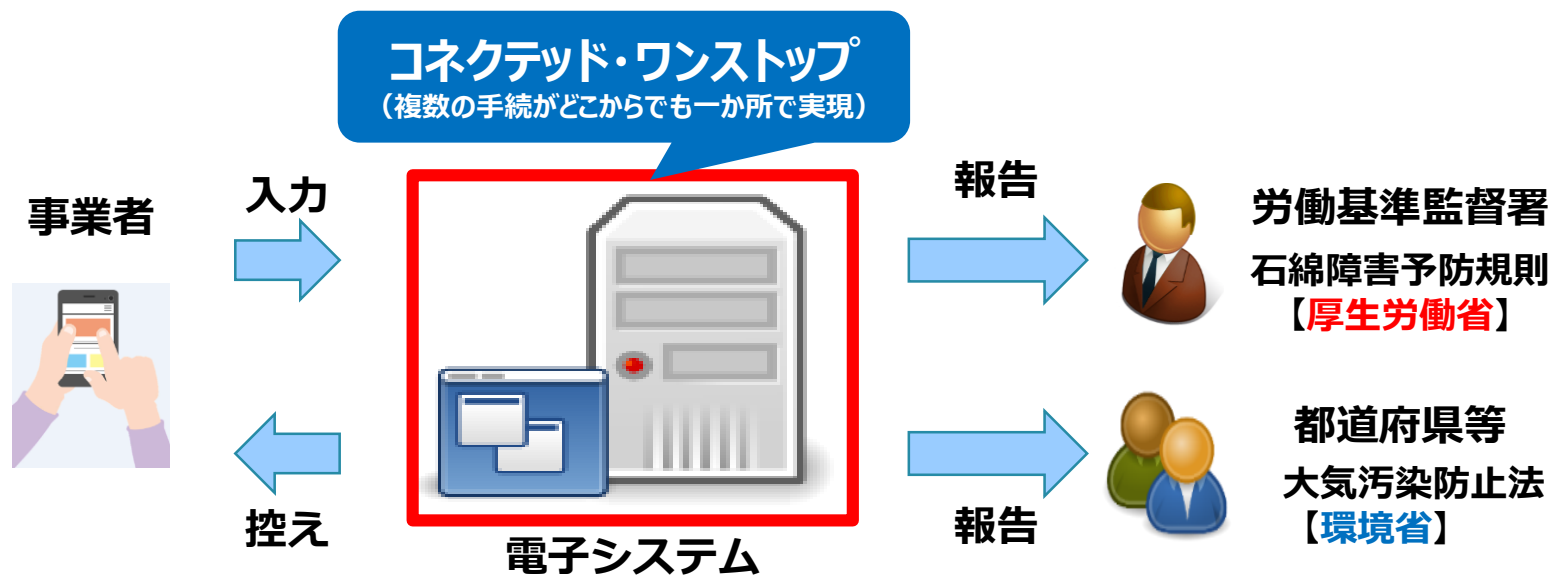
□ 報告の内容（規則第16条の11第2項）

- 都道府県等が事前調査が適切に行われたか判断できるよう、事前調査の方法及び結果のほか、建築物等の構造、使用されている建築材料の種類など

□ 報告の方法（規則第16条の11第4項）

- 都道府県等が建築物等の解体等工事に係る事前調査の結果を迅速かつ幅広く把握するため、厚生労働省と連携し、事前調査結果の報告に係る電子システムを新たに整備。
- 原則として電子による報告とする。建築物に係る報告件数は膨大な数になると考えられることから、一度入力した内容の自動入力やスマートフォン等からの入力を可能とするなど、利便性に配慮。

* システムの使用が困難な場合は、施行規則の様式による報告書によって行うこともできる。
(例) 災害でwebが使えない。スマホやタブレットを持っていない。



アスベストに関する各種マニュアルの 改正等について

アスベストに関する各種マニュアルの改訂等経過

							R2法改正	
建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル	H18.3 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境省）			R3.3 統合マニュアル				
	H25.3 石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（厚生労働省）							
建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン						H29.4	R4.3 改訂版	
アスベストモニタリングマニュアル	S60.3	H5.12 改訂版	H19.5 第3版	H22.6 第4版	H29.7 第4.1版	R4.3 第4.2版		
災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル			H19.8		H29.9 改訂版	R4年度 改訂予定		

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止に係る技術的事項についてまとめた資料

- 環境省（大気汚染防止法） ⇒「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」
- 厚生労働省（石綿障害予防規則） ⇒「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」



令和2年の両法令改正を受けて、環境省と厚労省が連携して統合したマニュアルを作成
「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

【改正概要】

- (1)大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の改正で新たに加わった規制について追記
- (2)技術的知見を追記
- (3)石綿則に基づくマニュアルとの統合により、労働者の保護に関する事項を追記



グローブバック工法



スレートの除去



集じん回収（高性能真空掃除機）



呼吸用保護具

- 平成29年4月にリスクコミュニケーションの目的、手順、準備、実施上の留意事項などを内容とする「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」を作成
- 令和2年の法改正及び参議院附帯決議を受け、法改正の反映や最新のリスクコミュニケーション事例、自治体の周知範囲の事例等を拡充するなど、有識者と自治体の職員で構成する検討会で議論し、令和4年3月に改訂

リスクコミュニケーションガイドライン（改訂版）

https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/rc_guideline/index.html

アスベストモニタリングマニュアル

- 環境大気中のアスベスト濃度を測定する上の技術的指針として、昭和60年3月に作成し、これまで平成5年12月、平成19年5月、平成22年6月、平成29年7月に改訂
- 令和2年の法改正を踏まえ、最新の情報により、解体現場等での漏えい監視等に運用可能な測定方法や測定機器の現場での使用の効果等を検証するとともに、災害時におけるアスベストモニタリング方法について追記するために、専門家等から構成される検討会で議論し、令和4年3月に改訂

アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版）

https://www.env.go.jp/air/asbestos/monitoring_manu.html

災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル



- 平成19年8月に災害時の被災建築物等の解体・補修や廃棄物の処理等における石綿飛散防止対策に係るマニュアルを作成
- その後、東日本大震災や平成28年熊本地震が発生したことから、その経験を踏まえ、平成29年9月にマニュアルを改訂し、その概要版も作成
https://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manual.html
- 令和2年度の大防法改正で、災害対応に係る国・自治体の施策として、建築物等の所有者等が平常時から石綿含有建材が使用されているか否かを把握するための後押しをする規定※が新たに盛り込まれたことを踏まえ、令和2年度は沖縄県及び千葉県松戸市、令和3年度は神奈川県を対象に「石綿含有建材の使用状況の把握に関するモデル事業」を実施
- モデル事業の成果等を踏まえ、**令和4年度にマニュアルを改訂予定**

令和4年8月22日
第1回検討会開催

※【参考】改正大気汚染防止法

法第18条の24（国の施策）

- 国は、建築物等に特定建築材料が使用されているか否かを把握するために必要な情報の収集、整理及び提供その他の特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散の抑制に関する施策の実施に努めなければならない。

法第18条の25（地方公共団体の施策）

- 地方公共団体は、建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、特定建築材料及び建築物等に特定建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努めるとともに、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散を抑制するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

【主な改正のポイント】

■ 石綿含有廃棄物の排出現場の用具又は器具について

- 石綿の除去等を行う現場の用具又は器具で、石綿が付着しているおそれのあるものの扱いについては、基本的に除去等をされる建材の区分に合わせて、廃棄物の区分も適用する。

■ 石綿含有廃棄物の混合廃棄物の考え方について

- 石綿含有廃棄物は、「石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの」と定義されているところ、その重量%は除去前の建材における含有濃度で判断するものであり、一体で除去された母材若しくは付着した用具又は器具と併せた全体の重量で算出することは適切でない。

■ 塗材の廃棄物の汚泥への該当性について

- 石綿含有廃棄物は、これまで主に「がれき類」、「ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず」に該当していたところ、塗材の廃棄物は除去工法によっては「汚泥」に該当する可能性がある。なお、汚泥に該当した場合は、石綿含有廃棄物であっても、安定型最終処分場には埋め立てることはできない。

■ 最終処分業者の受入れにおける最大径の制限について

- 最終処分業者が受け入れる石綿含有廃棄物の最大径に上限を設けることは、解体等工事や埋立処分に至るまでの保管・処理において石綿の飛散を生じさせる原因となる可能性があるため、極力控えることが望ましい。

今後の対応について

建築物石綿含有建材調査者の育成等



- 建築物については、令和5年10月から有資格者による事前調査の実施が施行される。計画的な建築物石綿含有建材調査者等の育成が必要

○講習登録機関 <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

■ 関東・甲信越エリア

- | | |
|---|--|
| 東 京： 中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター
公益社団法人 東京労働基準協会連合会
建設業労働災害防止協会 東京支部
一般社団法人 東京技能講習協会 | 千 葉： 株式会社大佐和自動車教習所
建設業労働災害防止協会 千葉県支部 |
| 茨 城： 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
株式会社安全衛生推進会 茨城教育センター
建設業労働災害防止協会 茨城県支部 | 群 馬： 建設業労働災害防止協会 群馬県支部 |
| 神奈川： 建設業労働災害防止協会 神奈川支部
公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会 | 埼 玉： 建設業労働災害防止協会 埼玉県支部
一般財団法人 江南クレーン教習所
株式会社 安全衛生推進会 |
| 栃 木： 建設業労働災害防止協会 栃木県支部 | 山 梨： 建設業労働災害防止協会 山梨県支部 |
| | 長 野： 建設業労働災害防止協会 長野県支部 |

■ 複数県エリア

- 一般財団法人 日本環境衛生センター〔全国（主要地域）〕
- 一般社団法人 環境科学対策センター〔全国（主要地域）〕
- 建設業労働災害防止協会〔全国〕
- 株式会社 安全教育センター
〔青森、岩手、秋田、宮城、福島、東京、大阪〕
- 住建センター株式会社〔全国〕
- 一般社団法人 企業環境リスク解決機構〔全国〕
- 株式会社 建設業安全推進協会
〔北海道、東京、愛知、大阪、福岡〕
- 株式会社 ERIアカデミー〔全国〕
- 技術技能講習センター株式会社〔東京、神奈川、千葉〕
- 一般社団法人 日本ボイラ協会〔東京、広島、愛媛、熊本〕
- SAT株式会社〔東京、大阪〕
- 株式会社 那加クレーンセンター〔岐阜、東京、大阪、愛知〕

- 工作物については、事前調査者の要件の検討が行われ、所要の改正等を行う予定
(厚生労働省 建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会・工作物に関するワーキンググループ)



建物所有者の皆様へ

建物の解体、改造・補修工事を行う際は、石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります

Q1. 全ての建物で調査が必要なのですか？

A1. 建物の建築時期、規模にかかわらず全ての建物において、建物の解体、改造・補修工事を行う際は石綿含有建材の有無について調査（事前調査）する必要があります。

【石綿含有建材の使用事例】

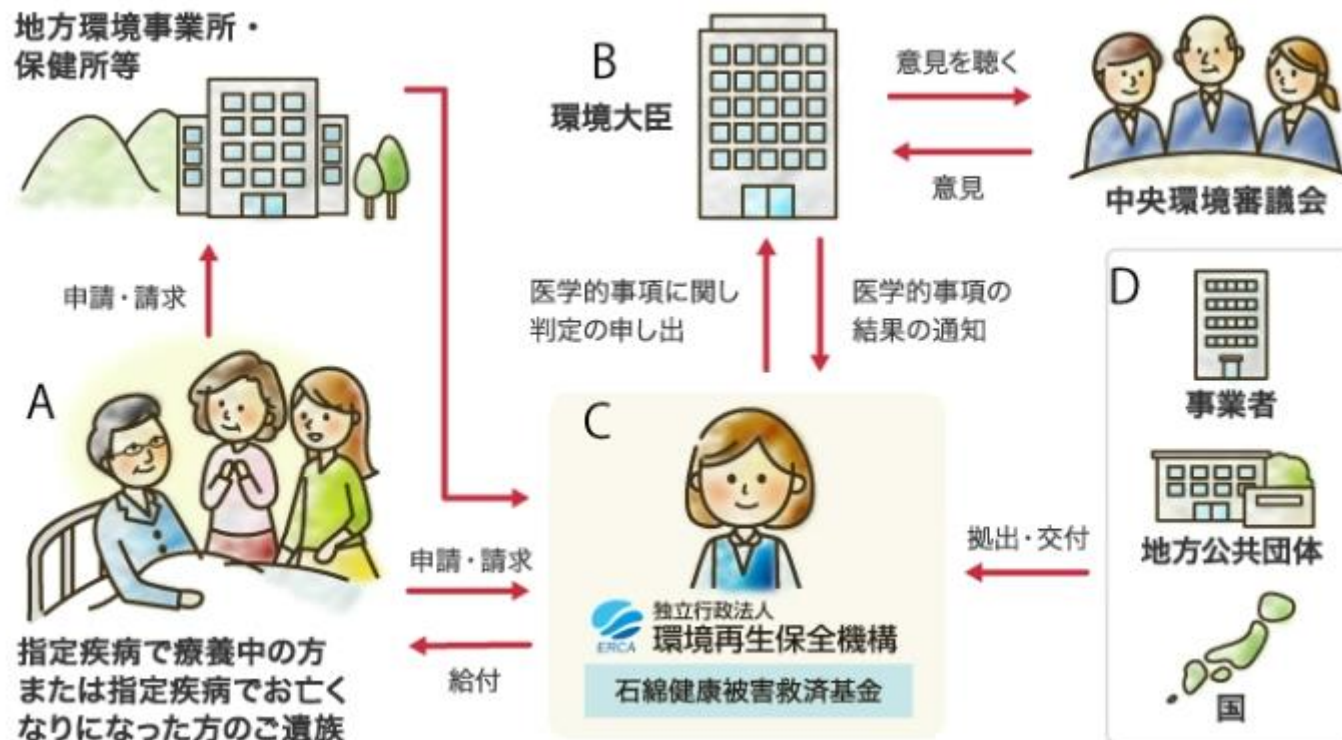
出典：目で見えるアスベスト（第2版）平成20年3月国土交通省

YouTubeでの講習・研修動画配信

チラシ等での周知

石綿健康被害救済法に基づく救済制度

「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成 18 年法律第 4 号）に基づき、日本国内において石綿を吸引することにより「指定疾病」（①中皮腫、②肺がん、③著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）にかかり現在療養されている方、これらの疾病に起因して死亡された方のご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対する医療費等の救済給付を行う制度。



■ 独立行政法人 環境再生保全機構
石綿救済相談ダイヤル
0120-389-931
(受付時間10:00~17:00
土・日・祝・12/29~1/3を除く)

■ 近畿地方環境事務所
環境対策課
電話：06-6881-6503
住所：大阪市北区天満橋
1-8-75 桜ノ宮合同庁舎 4階

ご静聴ありがとうございました。